

保護者の皆さまへ

重要につき、必ずご覧ください

このパンフレットには2021年度 筑紫女学園中学校・高等学校生徒総合補償制度別冊がついています。あわせてお読みください。

筑紫女学園中学校・高等学校

生徒総合補償制度

(学生・子ども総合保険)のご案内(2021年度)

筑紫女学園中学校・高等学校に在籍する生徒のための制度です
(この保険は学校法人筑紫女学園が保険契約者となる団体契約です。)

団体割引

10%適用



保険料は1日あたり
わずか約31円!!

保険料は一時払い。
A1コースにご加入の場合1日あたりわずか約31円で3年間の補償が得られます!

充実した補償!!

学校内やレジャー中のケガから他人への賠償責任や扶養者に万が一の事故があった場合の学資費用まで補償。

手続きが簡単!!

医師の診査が不要の上、1回のお手続きで卒業予定時までずっと補償が続き、安心です。

保険期間

[中学1年・高校1年]2021年4月25日午前0時から2024年4月1日午後4時まで
[中学2年・高校2年]2021年4月25日午前0時から2023年4月1日午後4時まで
[中学3年・高校3年]2021年4月25日午前0時から2022年4月25日午後4時まで

募集締切日

2021年4月16日(金)まで(お早めにお手続きください)

お申込方法

同封の払込取扱票(生徒総合補償制度申込書(加入申込票))に必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局よりお手続きください。

学校法人筑紫女学園

筑紫女学園中学校・ 高等学校生徒総合補償制度は

(学生総合充実プラン)の特長

学校生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

I. 学生本人のケガの補償(傷害補償)

お子さまが国内外を問わずケガにより死亡・後遺障害、入院、手術、通院した場合にお支払いします。

ケガの入・通院は1日目から補償します。



II. 学業費用補償

<学業費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、授業料・入学金などの学資・進学費用を実額でお支払いします。



III. 賠償責任補償(受託物の破損等の事故も補償)

他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。

※被保険者の範囲は、本人(加入申込票記載の被保険者本人(お子さまご本人)をいいます。)とします。(本人が責任無能力者の場合には、その親権者等(*)を被保険者とします。)

(*)詳細は別冊7ページをご覧ください。

自転車事故も
対象です

福岡県の自転車保険
義務化にも対応



示談交渉サービス付

日本国内において被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。(受託物の損害賠償を除きます。)

IV. 熱中症危険補償

熱中症危険補償特約がセットされているので、日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金をお支払いします。

扶養者が保険期間中に国内外を問わずケガにより亡くなられたり、重度後遺障害の状態になられた場合に、学資費用(授業料など)を補償します。

ご加入の皆さまの学校生活に合わせて、コースをお選びください。



学資費用保険金のお支払例

〔ご契約条件〕 A1コースにご加入の場合

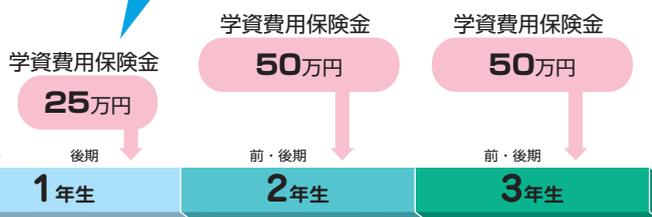
- ・保険期間：3年間(入学時にご加入)
- ・学業費用支払対象期間：2024年4月1日まで(卒業予定時まで)
- ・学資費用保険金額：50万円

〔実際にかかった費用〕

- ・授業料(年間実額)：50万円(前期25万円 後期25万円)
- ・1年生は25万円(前期分は支払済み)

扶養者の事故
中学または
高校1年生の
4月30日の
事故の場合

学資費用保険金は、卒業予定時までに支払った事故発生日以降の毎年の授業料等の学費を、実額で支払年度ごと学資費用保険金額を限度に補償します。



※事故発生日以前に支払った学費は補償されません。

学生総合充実プランの保険金額と保険料

(全プラン天災補償付き)

加入コースは皆さまのニーズに合わせて
お選びください。



団体割引
10%
適用

各ご加入コースの 保険金額・保険料		学生総合充実プラン			
ご加入コースと 一時払保険料	3年間 (1年生)	A1コース 34,000円	B1コース 22,000円	C1コース 17,000円	
	2年間 (2年生)	A2コース 23,460円	B2コース 15,250円	C2コース 11,760円	
	1年間 (3年生)	A3コース 12,520円	B3コース 8,190円	C3コース 6,300円	
I ケガの補償 本人の	死亡・後遺障害 保険金額 (注1)	155.1万円	29.7万円	32.2万円	
	入院保険金日額 (ケガ)	3,000円	2,000円	1,500円	
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額 (ケガ)	2,000円	1,500円	1,000円	
	II 学業費用補償	学資費用保険金額 (ケガ) (注2)	50万円	20万円	20万円
		進学費用保険金額 (ケガ) (注2)	50万円	20万円	20万円
III 賠償責任保険金額 (注3)		1億円(記録情報限度額500万円)			
IV 熱中症危険補償特約		○	○	○	

●上記は職種級別A(学生・生徒等)の保険料です。それ以外のご職業(非継続的なアルバイトを除きます。)の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

●賠償責任保険金等のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注1) ●A1・A2・A3コースの保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

●B1・B2・B3・C1・C2・C3コースの保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

(注2) 学業費用支払対象期間はA1・B1・C1コースは2024年4月1日まで、A2・B2・C2コースは2023年4月1日まで、A3・B3・C3コースは2022年4月25日までです。

(注3) 賠償責任保険金の被保険者の範囲は2ページⅢ.賠償責任補償をご参照ください。

自転車通学向けプランの特長

自転車事故にスポットをあてた保険です。

お子さまが国内・外を問わず自転車によるケガにより死亡・後遺障害、入院、手術、通院した場合に保険金をお支払いします。

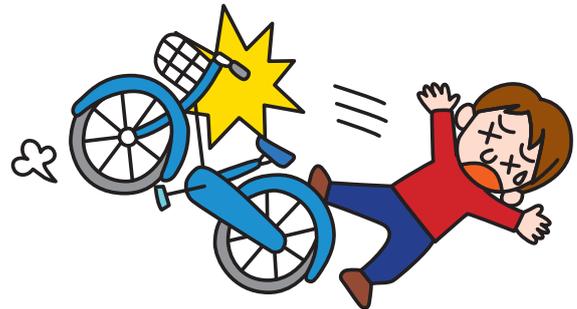
ケガの入・通院は1日目から補償します。

※自転車事故とは、自転車搭乗中のケガ、または自転車に搭乗していない時に他人が運転する自転車との衝突・接触によるケガをいいます。（保険金をお支払いする場合等の詳細は別冊4ページをご覧ください。）

《補償対象となる事故の例》

- 自転車搭乗中に転倒してケガをした。
- 自転車搭乗中に自動車にはねられケガをした。
- 歩行中、自転車にぶつけられケガをした。

（相手が自転車運転中であれば、被保険者が歩行中の事故も補償の対象になります。）



損害賠償事故については、自転車事故以外も補償します。

他人にケガをさせたり他人の物を壊すなどした場合の補償です。

（例）あやまって他人にぶつかり、大ケガを負わせ法律上の損害賠償責任を負うことになってしまった。

※賠償責任保険金の被保険者の範囲は、本人（加入申込票記載の被保険者本人（お子さまご本人）をいいます。）とします。（本人が責任無能力者の場合には、その親権者等^(*)を被保険者とします。）

（*）詳細は別冊7ページをご覧ください。

＜示談交渉サービス付き＞

日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

（注）賠償責任保険金等のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（学生・子ども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

自転車通学向けプラン保険金額と保険料

保険料に団体割引が適用されます。

団体割引
10%
適用

各ご加入コースの 保険金額・保険料		自転車通学向けプラン	
ご加入コースと 一時払保険料	3年間 (1年生)	D1コース 12,000円	E1コース 9,000円
	2年間 (2年生)	D2コース 8,340円	E2コース 6,250円
	1年間 (3年生)	D3コース 4,550円	E3コース 3,410円
I ケガの補償 学生本人の 保険金額	死亡・後遺障害 保険金額(注1)	720万円	380万円
	入院保険金日額 (ケガ)	10,000円	7,000円
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 入院保険金日額の5倍	
	通院保険金日額 (ケガ)	6,000円	4,000円
III 賠償責任保険金額(注2)		1億円 (記録情報限度額500万円)	

(注1) D1・D2・D3・E1・E2・E3コースの保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。

この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

(注2) 賠償責任保険金の被保険者の範囲は2ページⅢ.賠償責任補償をご参照ください。

自転車事故への備えは 万全ですか??

自転車だから大丈夫。

事故を起こしたとしても大事にいたらない・・・

そんな軽はずみな気持ちが、死傷者を出す重大な事故につながります。

たとえ未成年が起こした事故の場合でも、加害者は民事上の賠償責任を負うことになります。



自転車での加害事故の高額賠償判例



約**9,300万円**

(東京地裁・平成20年6月5日判決)

自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性と衝突。男性に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。



約**6,800万円**

(東京地裁、平成15年9月30日判決)

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行、交差点で横断歩道を横断中の歩行者(38才)と衝突。相手の方は脳挫傷等で3日後に死亡した。

■ お申込方法・ご加入方法

ご加入プランをご選択ください。次に、ご加入コースをご選択のうえ、保険料をご確認ください。(保険料はすべて一時払です。)
(注)複数のプラン・コースへはご加入いただけません。



同封しております払込取扱票の記入例を参考に必要事項をご記入ください。



ゆうちょ銀行または郵便局で保険料をお振込みください。



■ 用語の説明

・申込人(扶養者)

筑紫女学園中学校・高等学校に在籍する生徒の保護者の方

・被保険者(補償の対象者)

筑紫女学園中学校・高等学校に在籍する生徒の方
(入学等手続を終えた方を含みます。)

(注)学業費用補償の場合は、被保険者の「扶養者」が補償の対象者となります。
また扶養者になれる方の詳細については別冊7ページをご確認ください。

・加入者証

この制度は団体契約のため、ご加入内容を記載した加入者証を募集締切後に作成し郵送いたします。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

また、加入者証到着までは振替払込請求書兼受領証が、この制度の加入の証となりますので大切に保管ください。

◎ 加入者証郵送時期: 5月下旬～6月下旬頃

■ 変更があった場合や、脱退される場合

ご加入内容に変更があった場合や脱退される場合は、代理店・扱者へご連絡ください。

■ 保険金のお支払事例 ～例えばこんなことが起こったら～

< 例1 > (学生総合充実プラン)

お子さまが部活動中に熱中症にかかり5日間入院、退院後3日間通院した。



< 例2 > (学生総合充実プラン)

お子さまがスポーツでうでを複雑骨折し10日間入院。手術を受けて退院後20日間通院した。



< 例3 > (学生総合充実プラン・自転車通学向けプラン)

お子さまが自転車に乗っていて通行人に衝突しケガをさせ、法律上の賠償責任を負った。



■ 事故が起こったら

事故が起こったら

電話連絡をしてください

請求書を提出

保険金が支払われます

早急に(30日以内に)ご連絡を



三井住友海上へのご連絡は
24時間365日
事故受付サービス
三井住友海上
事故受付センター

0120-258-189
(無料)



保険金請求書類が送付されますので、できるだけ早く書類を提出ください。



銀行振込みでお支払いします。



■ お問い合わせ先

●代理店・扱者(幹事代理店)

MSK保険センター株式会社

TEL 092-722-3230 FAX 092-722-3234
〒810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂1-16-13 上ノ橋ビル3階

株式会社CJクリエイト(非幹事代理店)

TEL 092-929-4421 FAX 092-925-3573
〒818-0118 福岡県太宰府市石坂2-12-1

●引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

福岡支店法人営業第三課
〒810-8683 福岡県福岡市中央区赤坂1-16-14